

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	京丹後市 262129
地域名 (地域内農業集落名)	久美浜町久美浜一区地区 (向町集落、十楽集落、仲町集落、土居集落、東本町集落、西本町集落、新町集落、新橋集落、栄町集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	20.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	20.32 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.49 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	9.64 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・水田においては、兼業農家(地主)による自家消費米、並びに担い手農家を中心に販売を目的とした水稻栽培を行っている、平成26年の水稻耕作者は、34名あったが、現在は23名(他地域からの耕作者2名含む)となっている。
- ・30年前に、一区内で利用されていた共同作業場の廃止は、離農に拍車をかけ、現在収穫調製機械を所有するのは、4名となっている。
- ・高齢化等による耕作者不足と併せ、規模縮小、離農、遊休農地の増加が懸念されるが、農地を引き受ける担い手認定農家がないため、空き農地が発生した際の受け手の確保が課題である。
- ・水田では、耕作農地が分散しているため作業効率が悪く、農地の利用調整組織がないため、農地の集積・集約化が図れていない。
- ・鳥獣被害により、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下が危惧される。
- ・集落を超えた出入り作も多いが個人間での調整であり、農地の集約には至っていない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・農地の健全維持に努める観点から、水稻栽培を中心に獣害対策による安定生産に取り組み、安心安全な売れるコメづくりに取り組む。
- ・担い手だけでなく、地域住民にも当事者意識を持ってもらい、農業を通じた地域づくりで地域全体の活性化を図り、農地の維持管理を進める。
- ・認定担い手農家または、各耕作地域ごとにおける営農組織の設立においては、その条件が整い難いため、農機具共同利用組織に留めることが望ましいと考えられる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
担い手への農地集積・集約を図り、効率的な農地利用を進めつつ、農業を担う者も農地利用を進める。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	40.43	%	将来の目標とする集積率	40.43	%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標					
各耕作地域ごとに農業上の利用が行われる農地と農業上の利用が困難な農地を選定し、担い手等を基本として農地の集約を進める。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
共同作業実施の観点から、できる限り現耕作者の維持に努めるが、耕作規模縮小の意向が出た場合は、規模拡大の意向がある担い手などと調整し農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業の活用を検討し、担い手への農地集積を行い、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組
農業情勢を鑑み、地区、地権者、担い手などの意向を考慮の上で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
担い手の意向を踏まえ、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、耕作者が営農しやすい環境を整える。
②有機農業に関する講演会等に参加し、段階的に取り組んでいく。
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。また、活動組織の広域化の検討を進める。
⑧水田では、井堰や用水路の点検、修繕を行い利用の継続を図る。老朽化した用排水路、井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
⑩新規就農者を受け入れ、集落の若返りを図り、集落全体で農地を守る取り組みを進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
別添参照				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
				ha		ha	ha		
計	35経営体		20.90 ha	0.00 ha		20.90 ha	0.00 ha		35経営体

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。